とし、同条第七十七項中「附則第十一条第五十七項第二号」を「附則第十一条第四十一項第二号」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第七十八項中「附則第十一条第五十七項第三号」を「附則第十一条第四十一項第三号」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第七十九項中「附則第十一条第五十八項」を「附則第十一条第四十二項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第八十項中「附則第十一条第五十九項」を「附則第十一条第四十三項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第八十一項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第八十二項中「附則第十一条第六十一項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第八十三項中「附則第十一条第六十一項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第八十四項中「附則第十一条第六十五項」を「附則第十一条第四十九項」に改め、同項第二号中「第八十七項及び第八十八項」を「第六十七項及び第八十八項」に改め、「次項において同じ。」の下に「、IPアドレス変換装置（インターネットを構成するIPアドレス変換装置（異なるIPアドレスを相互に変換する機能を有する専用の電気通信設備をいう。）のうち、電気通信事業者の通信網内において、電気通信事業者が当該装置に割り当てるIPアドレスと電気通信事業者がサービス利用者に割り当てるIPアドレスを相互に変換するものに限る。次項において同じ。）、トランスレーター（インターネットを構成するトランスレーター（異なる通信プロトコルによる通信を相互に変換する機能を有する専用の電気通信設備をいう。）のうち、IPバージョン4による通信とIPバージョン6による通信を相互に変換するものに限る。次項において同じ。）及びVoIPサーバ（インターネットを構成するVoIPサーバ（IPネットワークにおいて、デジタル化された音声信号を送受信する機能又はIP電話端末間のセッション制御（呼を制御するためのプロトコルにより通信の確立又は切断を制御することをいう。）を行う機能を有する専用の電気通信設備をいう。）のうち、IPバージョン6の通信機能を有するものに限る。次項において同じ。）を加え、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　管理設備　ネットワーク管理装置（電気通信事業者のIPバージョン6に対応した通信網内において、装置及び回線の状態並びに通信量を監視又は制御することにより、当該電気通信事業者の通信網を管理する機能を有するものに限る。次項において同じ。）

附則第六条第八十四項を同条第六十四項とし、同条第八十五項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第三十七項」に、「及び」を「、IPアドレス変換装置、トランスレーター、VoIPサーバ、」に改め、「限る。）」の下に「及びネットワーク管理装置」を加え、同項を同条第六十五項とし、同条第八十六項中「附則第十五条第四十八項」を「附則第十五条第三十九項」に、「第八十八項」を「第六十八項」に、「第九十四項」を「第七十三項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第八十七項中「附則第十五条第四十八項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第八十八項中「附則第十五条第四十八項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第八十九項中「附則第十五条第五十四項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第九十項中「附則第十五条第五十四項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第九十一項を削り、同条第九十二項中「附則第十五条第五十六項」を「附則第十一条第六十九項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第九十三項中「附則第十一条第六十九項」を「附則第十一条第五十三項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第九十四項中「附則第十五条第五十八項」を「附則第十五条第五十九項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第九十五項中「附則第十五条第五十九項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第九十六項中「附則第十五条第五十九項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同項を同条第七十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

76　法附則第十五条第四十六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

附則第七条の二の見出しを「（政令附則第十二条の二第二項の専有部分の床面積の算定方法等）」に改め、同条第一項から第十一項までを削り、同条第十二項中「附則第十二条の二第十四項」を「附則第十二条の二第二項」に、「同条第十九項、第二十一項及び第二十五項」を「同条第七項、第九項及び第十三項」に、「同条第十三項第一号」を「同条第一項第一号」に、「同条第十四項第二号」を「同条第二項第二号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第十三項中「附則第十二条の二第二十八項」を「附則第十二条の二第十六項」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「附則第十六条の二第十一項又は第十二項」を「附則第十六条の二第一項又は第二項」に改め、同号イ中「附則第十二条の二第十三項第一号」を「附則第十二条の二第一項第一号」に、「附則第十二条の二第十六項第一号」を「附則第十二条の二第四項第一号」に改め、同号ロ中「附則第十六条の二第十一項及び第十二項」を「附則第十六条の二第一項及び第二項」に改め、同号ハ中「附則第十二条の二第十三項第二号から第四号まで」を「同条第四項第二号から第四号まで」に、「同条第十六項第二号から第四号まで」を「同条第四項第二号から第四号まで」に、「同条第十六項第三号若しくは第四号」を「同条第四項第三号若しくは第四号」に改め、同項第一号とし、同項第三号中「附則第十六条の二第十三項」を「附則第十六条の二第三項」に改め、同号イ中「附則第十二条の二第十九項」を「附則第十二条の二第十九項第一号」に改め、同号ハ中「附則第十二条の二第十六項第一号」を「同条第四項第一号」に、「同条第十三項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、同号ロ中「附則第十二条の二第十六項第一号」を「同条第四項第一号」に、「同条第十三項第二号から第四号まで」を「同条第一項第二号から第四号まで」に改め、同号ハ中「附則第十二条の二第十六項第二号から第四号まで」を「同条第四項第二号から第四号まで」に、「同条第十六項第三号若しくは第四号」を「同条第四項第三号若しくは第四号」に改め、同号イ中「附則第十二条の二第十九項」を「附則第十二条の二第十九項第一号」に改め、同号ハ中「附則第十二条の二第十六項第一号」を「同条第四項第一号」に、「同条第十三項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、同号ロ中「附則第十二条の二第十三項第二号から第四号まで」を「同条第一項第二号から第四号まで」に改め、同号ハ中「附則第十二条の二第十三項第二号から第四号まで」を「同条第一項第二号から第四号まで」に、「同条第十六項第二号から第四号まで」を「同条第四項第二号から第四号まで」に、「同条第十六項第三号若しくは第四号」を「同条第四項第三号若しくは第四号」に改め、同号イ中「附則第十二条の二第十六項又は第十七項」を「附則第十六条の二第六項又は第七項」に改め、同号イ中「附則第十二条の二第二十五項」を「附則第十二条の二第十三項」に、「同条第十三項第一号」を「同条第一項第一号」に、「附則第十二条の二第二十七項」を「附則第十二条の二第十六項第一号」を「同条第四項第一号」に改め、同号ロ中「附則第十六条の二第十六項及び第十七項」を「附則第十六条の二第六項及び第七項」に改め、同号ハ中「附則第十二条の二第二十五項」を「附則第十二条の二第十三項」に、「同条第十三項第二号から第四号まで」を「同条第一項第二号から第四号まで」に、「同条第十五項」を「同条第四項第二号から第四号まで」を「同条第四項第二号から第四号まで」に、「同条第十六項第三号若しくは第四号」を「同条第四項第三号若しくは第四号」に改め、同号を同項第四号とする。

附則第十二条の三第三項中「附則第十六条の二の八第五項」を「附則第十六条の二の八第四項」に改める。

第五号の十四様式中「第二条の五関係」を「第二条の五の二関係」に改める。

第十六号の九様式中、「1．電気・天然ガス・プラグインハイブリッド自動車（30万円控除）　2．受各受（15万円控除）　3．受」を「記載要領13を参照」に、「1．電気・天然ガス自動車」を「1．電気・天然ガス・プラグインハイブリッド自動車」に改め、同様式の記載要領を次のように改める。